

杏林大学オープンアクセスポリシー

制定 令和 7 年 11 月 17 日

趣旨

杏林大学では、本学において生産された研究成果を広く学内外を問わず公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与するとともに、その成果を社会に還元し、地域および国際社会の持続的発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

(1) 研究成果の公開

本学に在籍する教職員及び学生が、研究成果を学術雑誌等に掲載した場合、原則として以下のいずれかの方法によって公開する。なお、研究成果の著作権は、原則として本学には移転しないものとする。

- ・杏林大学学術機関リポジトリに登録する
- ・オープンアクセスジャーナルに掲載する
- ・論文のオープンアクセス・オプションを選択し、出版社ウェブサイトに掲載する
- ・外部の機関が設置するリポジトリ等に登録する

ただし、大学が公開しないことを適切と判断した場合は、研究成果を公開しない、または公開方法を制限することができる。

(2) 適用の不遡及

本方針は、施行日以降に公開される研究成果に適用されるものとし、本方針施行以前に出版された研究成果には適用しない。

(3) 学術機関リポジトリへの登録

杏林大学学術機関リポジトリへの登録により公開する場合、教員は研究成果掲載決定後、可及的速やかにリポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「杏林大学学術機関リポジトリ運用規程」に基づき取り扱う。

以上